

アスベストQ&A

Q 1 高知県でのふだんの生活でアスベストの被害を受けることがありますか。

A 1 アスベストの被害は、浮遊している非常に微細なアスベスト繊維を肺まで吸い込むことにより起こります。

これまでに県が実施した大気環境や吹付けアスベストが使用されている建物内の浮遊アスベスト濃度の測定結果によると、大多数の一般県民の方に被害が及ぶことはないものと推察されます。



Q 2 アスベストの被害が出るとすると、どのような場合ですか。

A 2 過去にアスベストを取り扱っている工場などで働いていた方や吹き付けアスベストがひどく劣化している建物内に長く居た方は、その可能性もありますので、健診を受けることをお勧めします。

Q 3 住宅など建物にアスベストは使用されていないのですか。それはだいじょうぶですか。

A 3 アスベストは飛散すると問題ですが、使われていても飛散しなければだいじょうぶです。

1988年頃以前の鉄骨造りや鉄筋コンクリートの建物には飛散するおそれのある吹き付けアスベストが使用されていることがありますので、調査や点検をし、劣化している場合は飛散防止工事が必要です。住宅などには、アスベストが配合されているスレート屋根材、外壁サイディング、内装ボードなどが一般的に使用されていますが、飛散するおそれはありませんので、心配はありません。

Q 4 建物を解体するときには、アスベストが飛散するのではないですか。

A 4 ご質問のように、建物を解体する時のアスベストの飛散を防止することがこれからの大きな課題です。

吹き付けアスベストは解体前に専門業者が除去することが必要です。

非飛散性のアスベスト建材は、できるだけ破碎しないよう散水しながら分別解体することが必要です。

なお、建物の解体や改修の際は、建築基準法や建設リサイクル法の手続きが必要な場合があります。また、アスベスト建材を含む場合は、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）や大気汚染防止法による届出が必要な場合もありますのでご確認ください。



Q 5 アスベストを含む廃棄物は、どう処理されるのですか。

A 5 吹き付けアスベストを除去した廃棄物は、「特別管理産業廃棄物」として、厳重な処理が必要で、管理型最終処分場で埋立されています。その他の非飛散性のものは、安定型最終処分場で埋立されます。

Q 6 飛散性アスベストとか非飛散性アスベストとは何ですか。

A 6 飛散性アスベストとは、アスベストとセメントやロックウールなどの結合材と混ぜ合わせて吹き付けたもので、劣化により室内にアスベストの繊維が飛散するおそれがあることから「吹付けアスベスト」と呼んでいます。

非飛散性アスベストとは、石綿スレートや床面のプラスチックタイルなど、製品製造時にしっかりと練り込んだもので、通常の使用状態では、空気中に飛散のおそれはありません。

